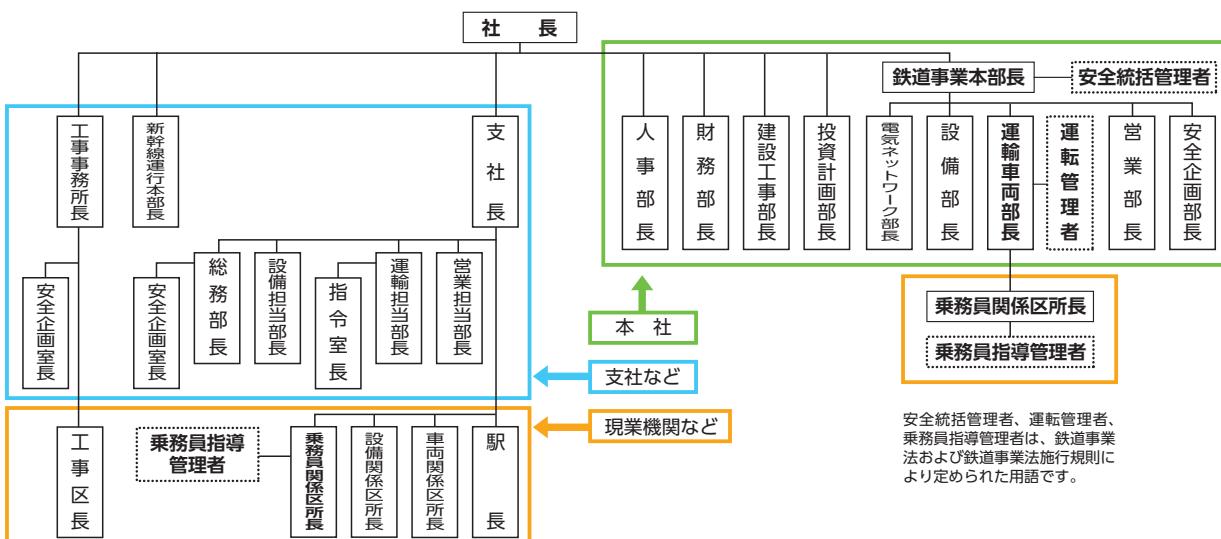


I-2 JR東日本の安全管理体制

I-2-1 安全管理規程

鉄道事業法の改正を受け、安全管理規程を2006年10月1日に制定しました。安全管理規程には、経営トップの安全確保に関する責務や、安全統括管理者（鉄道事業本部長またはこれに準ずる職にある者から選任）、運転管理者（運輸車両部長またはこれに準ずる職にある者から選任）、乗務員指導管理者（乗務員関係区所長を選任）の選任といった組織に関する事柄など、安全管理に関する事柄を定めています。

輸送の安全確保に関する業務体制の概略図



I-2-2 安全推進委員会

当社が発足した1987年に、安全対策を推進する体制として、鉄道事業本部長を委員長とする「鉄道安全推進委員会」を本社に設置しました。重大な事故の原因究明や再発防止策の策定、安全に関する設備および車両に関する施策の決定・推進などにより、鉄道の安全性向上と事故防止を図ることを目的としています。

また、各支社と新幹線運行本部には、それぞれ各支社長と新幹線運行本部長を委員長とする「地域安全推進委員会」を設置し、支社内の事故原因究明や事故防止対策、安全活動の推進などを行っているほか、鉄道安全推進委員会と連携して具体的な対策を実施しています。



I-2-3 安全企画部(本社)と安全企画室(各支社等)

過去に発生した事故などの再発防止を中心とした対策を行うだけでなく、常に潜んでいるリスクが顕在化する前に対策を検討するという姿勢を明確にするため、「安全企画部」の組織上の位置を鉄道事業本部内の先頭に位置付けました。

本社の安全企画部と各支社等の安全企画室は、安全に関する中期計画を策定し、ハード・ソフトの両面から鉄道の安全性向上に寄与する取組みを推進しています。

I-2-4 事故・事象の報告ルール

鉄道運転事故等の再発防止・未然防止には、事故・事象の正しい把握、原因の分析、対策の実施が必須です。これらを実現するために、当社では事故等の報告と分類に関するルールを定めています。

- ①お客様や社員の死傷につながるリスクの高い「事故の“芽”」の徹底的な分析と対策の実施
- ②事象として発生はしなかった「埋もれている事故の“芽”」の積極的な掘り起こし

現場・支社・本社が、それぞれの役割を果たして事故等の正しい把握と分析、再発防止・未然防止の深度化を図っています。さらに、「マイ・ヒヤット」を積極的に掘り起こしてリスクを洗い出し、事故等を未然防止するための対策を講じることで、さらなる安全性の向上をめざしています。

